

津山市立図書館雑誌広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市広告掲載要綱（平成19年3月30日津山市告示第198号。以下「要綱」という。）及び津山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、津山市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する雑誌のカバー等への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 掲載することができる広告は、要綱第3条及び基準第3条に適合するものでなければならない。

(広告掲載の位置及び規格)

第3条 広告掲載の位置及び規格は、次に掲げるとおりとする。

広告掲載の位置	広告の規格
雑誌コーナーに配架する雑誌最新号 カバー 表面	縦40mm×横130mm（図書館作成）
雑誌コーナーに配架する雑誌最新号 カバー 裏面	当該雑誌最新号のサイズを超えないもの。 広告右上に全角18ポイントで、 有料広告 の表示。 （広告掲載者作成）
雑誌架プレート （カバー表面と同内容）	縦40mm×横130mm（図書館作成）
	縦110mm×横180mm（広告掲載者作成）

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は月を単位とし、掲載期間の終期は広告掲載開始日の属する年度の3月31日とする。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、市が定める。

3 広告掲載が決定した場合や広告を掲載している場合において、図書館に起因する事由又は休刊、廃刊等になったことにより広告掲載ができなくなった場合は、図書館と広告掲載者で協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、図書館ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載料)

第6条 1誌につき一律1,000円/1か月（消費税込み）とする。ただし、掲載期間

が12か月の場合の掲載料は10,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、津山市立図書館雑誌広告掲載申込書(様式1)に、広告の原稿案及びそれに伴う資料を添えて、指定する期日までに市に提出するものとする。

- 2 掲載する雑誌は、図書館長が別に指定する雑誌の一覧から申込者が選定することができる。ただし、当該雑誌の図書館内における配架位置は、図書館長が決定するものとする。
- 3 破損、汚損等のため、カバー裏面の広告を修復する必要がある場合、広告掲載者の負担により速やかに修復するものとする。

(広告掲載の承認)

第8条 市は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに津山市広告審査会(以下「審査会」という。)に諮り、掲載の可否を決定し、津山市立図書館雑誌広告掲載承認決定通知書(様式2)又は津山市立図書館雑誌広告掲載不承認決定通知書(様式3)により通知する。

- 2 市は、必要があればデザイン素材その他承認の可否を判断するための資料の提出を求めることができる。
- 3 市は、広告の内容及びデザイン等(以下「広告内容等」という。)が要綱第3条及び基準第3条に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、申込者に対し広告内容等の修正を指示できるものとする。
- 4 申込者は前項の指示をされたときは、速やかに広告内容等を修正し、指定する期日までに市に提出の上、審査を受けるものとする。
- 5 同一の雑誌に対し複数の申込みがあった場合は、その先着順に広告掲載者を決定する。

(広告の製作)

第9条 申込者は、前条により承認が決定した広告の原稿を、市が指示する方法により、指定する期日までに市に提出しなければならない。

- 2 広告の原稿案及び前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 第8条の規定により広告掲載の承認を受けた者は、あらかじめ指定する期日までに掲載期間に係る掲載料の総額を一括して市に納付しなければならない。

(広告掲載の承認の取消し)

第11条 市長は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載の承認を取消す場合、広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

2 市長は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載の承認を取消す場合、次に掲げる事項を広告掲載者に通知するものとする。

- (1) 取消し年月日
- (2) 取消しの理由
- (3) 削除年月日
- (4) 審査会が定める掲載申込み禁止期間
- (5) その他必要事項

(広告掲載の取消し)

第12条 要綱第8条第1項第2号の規定による広告掲載が適当でないと市長が認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 第8条第3項による広告内容等の修正を申込者が行わないとき。
- (2) 市の助言又は指導に申込者が従わないとき。
- (3) 基準第3条第2項に規定する申込者になることができないことが判明したとき。
- (4) その他、広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。

(広告等の変更)

第13条 広告掲載者は、月を単位として広告内容等を変更することができる。

2 広告掲載者は、広告内容等を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前々月末までに、津山市立図書館雑誌掲載広告等変更申込書(様式4)を提出し、承認を得るものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 要綱第9条の規定による市長が相当の理由があると認める場合とは、次に掲げるものとする。

- (1) 広告媒体の事業が廃止となった場合
 - (2) 市の故意又は過失により、広告掲載の全部又は一部が不能となった場合
- 2 前項各号に掲げる事由に該当する場合は、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載取り下げの申し出)

第15条 広告掲載者は、原則として掲載終了予定日の1か月前までに、津山市立図書館雑誌広告掲載取り下げ申出書(様式5)の提出により、雑誌への広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により、広告掲載を取りやめた場合において、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、審査会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成28年7月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年1月1日から施行し、令和3年4月1日以降の掲載分から適用する。